

申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書に関する事務処理上の留意事項について（例規）

（最終改正：令和 7 年 6 月 23 日 運免第51号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）が制定され、これにより改正された道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に新たに申請により運転免許を取り消された者に対して、過去 5 年間の自動車等の運転経歴を記載した書面（以下「運転経歴証明書」という。）に関する規定が追加され、平成14年 6 月 1 日から実施することとなったので、下記の事項に留意の上、誤りのないようにされたい。

なお、「申請による運転免許の取消しに関する事務処理上の留意事項について（例規）」（平成10年 5 月15日運免第28号）は、廃止する。

記

1 申請者の意思の確認等

運転免許（以下「免許」という。）の取消し申請の受理に当たっては、申請者の意思を確認するとともに、申請者に対し、申請による免許の取消しを受けた後に当該取り消された免許と同じ種類の免許について再度免許の申請を行う場合においては、免許試験の一部免除の措置はとられない旨等を説明すること。

代理人による全ての免許の取消し（以下「全部取消し」という。）の申請を受理するに当たっては、当該代理人への委任状兼承諾書（別記様式第 1 号）により、全部取消しをしようとする者の意思を確認するとともに、当該代理人に対し、申請による免許の取消しを受けた後に再度免許の申請を行う場合においては、免許試験の一部免除の措置はとられない旨等を説明すること。

なお、申請による免許の取消しは、申請者の意思に基づいて行うものであり、その意思に反して免許を取り消すことのないよう留意すること。

2 代理人による申請の受理に関する留意事項

(1) 全部取消しをしようとする者から、代理人をして当該申請があったときは、次の要件を全て満たす場合に限り、これを受理することができるものとする。

ア 代理人が委任状兼承諾書（別記様式第 1 号）を提出すること。

イ 代理人が署名した誓約書（別記様式第 2 号）を提出すること。

ウ 代理人の人物を特定できるもの（運転免許証など）を提示すること。

エ 当該取消しに係る申請者の運転免許証を提出すること。

(2) 警察署長は、代理人による全部取消しの申請を受理したときは、委任状兼承諾書、誓約書等関係書類を交通部運転免許課長に送付すること。

3 申出免許に係る免許証の交付方法等

(1) 免許証の交付

ア 申請による一部の免許の取消し（以下「一部取消し」という。）又は申請に併せて下位免許を受けたい旨の申出（以下「下位免許付与の申出」という。）により新たな免許証（以下「新免許証」という。）を交付する場合において、即日交付する

ことができない場合には、申請者から返納された取消しに係る免許の免許証にせん孔措置をした上、当該免許証の備考欄に次の例により手続中である旨を記載（押印）して交付し、新免許証は後日交付するものとする。

例	申請取消手続 有効免許 ○○ 年 月 日まで有効 和歌山県公安委員会
---	---

イ 新免許証を後日交付する場合において、申請者から希望があったときは、更新された免許証の郵送方式に準じた方法により申請者に送付することができるものとする。

(2) 免許情報記録の書換え

申請による免許の取消しを受けた者に対し、その者がなお他の種類の免許を受けている場合に、法第106条の4第2項の規定により当該他の種類の免許（申出免許を含む。）に係る免許情報記録を即日書き換えることができない場合には、その者に係る特定免許情報の備考欄に、手続中である旨を(1)の例により記録し、同項の規定により書き換えるものとされる免許情報記録を、後日書き換えるものとする。

なお、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）については、郵送方式による対応はできないことに留意すること。

4 申請による免許の取消しの際の免許保有状況の変更

申請による免許の取消しを受けた者は、その者がなお他の種類の免許（申出免許を含む。）を受けている場合、申請による免許の取消しの際に、その者からの申請により、当該他の種類の免許に係る免許証又はマイナ免許証（以下「免許証等」という。）の免許保有状況を変更することができる。この場合において、申請者は当該免許保有状況を変更する旨を運転免許取消申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の7）に記載することとなることから（府令第31条の4の2又は第31条の4の3）、事務処理上誤りのないよう留意すること。

5 申請者に対する適性検査

下位免許付与の申出により付与する免許（以下「申出免許」という。）は、免許証の更新と異なることから、申出免許を受ける者には適性検査（法第102条の規定に基づく臨時適性検査を除く。）を行うことができない。

なお、申請者が法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当し、又は法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があるときは、法第102条の規定に基づく臨時適性検査を行うものとする。

6 運転経歴証明書の交付事務について

運転経歴証明書の交付事務については、和歌山県自動車等運転免許事務取扱規程（昭和63年和歌山県警察本部訓令第3号。以下「規程」という。）第28条第4項に規定するもののほか、次により取り扱うものとする。

(1) 全部取消しを行う者に対し、運転経歴証明書の交付希望の有無を確認すること。

なお、代理人により全部取消しの申請を受理したときは、当該代理人にその交付希望の有無を確認すること。

- (2) 申請者の氏名、住所及び運転経歴証明書記載内容は、免許証の申請取消し時点のものとなる旨、教示すること。
- (3) 平成24年3月31日以前に運転経歴証明書（以下「旧運転経歴証明書」という。）の交付を受けた者が、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）附則第2項の規定を適用して運転経歴証明書の再交付を受けるときは、規程第28条の2の規定を適用すること。この場合において、再交付を受けた者に対し、再び同府令附則第2項の規定を適用して運転経歴証明書を再交付することはできないことに留意すること。
- (4) 運転経歴証明書を交付又は再交付することができない場合は、次のとおりとする。
 - ア 申請による免許の取消しを受けてから5年を経過し、又は免許が失効（自らの判断で免許の更新を受けずに免許の効力を失ったものに限る。）してから5年を経過したときは、運転経歴証明書を交付することができない。
 - イ 既に交付を受けている運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより当該運転経歴証明書の記載事項が判読できないときは、運転経歴証明書を再交付することができない。
- (5) 旧運転経歴証明書の交付を受けている者に対する運転経歴証明書の再交付は、旧運転経歴証明書と引換えに行うこと。
- (6) 規程第31条の2に規定する運転経歴証明書記載事項の変更は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認することができる書類の提示を受け、変更の内容を運転経歴証明書の備考欄に記載して行うこと。
- (7) 運転経歴証明書の交付及び再交付について、代理人による申請であるときは、2の(1)のアからエまでの要件を全て満たす場合に限り、これを受理することができるものとする。
- (8) 警察署長は、代理人による申請を受理したときは、委任状兼承諾書、誓約書等関係書類を交通部運転免許課長に送付すること。

7 マイナ経歴証明書の運用について

運転経歴情報記録個人情報カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用については、規程第28条第4項に規定するもののほか、次により取り扱うものとする。

(1) 運転経歴情報の記録の申請等

運転経歴情報の記録事務においては以下の点に留意し、事務処理上誤りのないようにすること。

ア 提示書類

運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の区分に応じ、それぞれ以下に掲げる書類を提示する必要があることから、当該書類の提示を確認すること。

- (7) 運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有しない者であって、運転経歴証明書の交付の申請のみを行うもの 住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認めるに足りる書類

- (イ) マイナ経歴証明書を有する者であって、運転経歴証明書の交付の申請をする者
マイナ経歴証明書
- (ウ) 運転経歴情報の記録の申請をする者 個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）

イ 運転経歴情報の具体的内容

マイナ経歴証明書に記録される運転経歴情報の具体的内容については、次に掲げるとおりであるので、申請者に教示すること。

- (ア) 運転経歴情報記録の番号
- (イ) 運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の4第2項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類
- (ウ) 運転経歴情報の記録年月日
- (エ) 運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の4第2項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失った日前5年間の自動車等の運転に関する経歴
- (オ) 運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項

ウ 運転経歴情報の記録方法

マイナンバーカードに運転経歴情報を記録するためには、その前提として、運転者管理業務における免許A P搭載機能（マイナンバーカードの区分部分に特定免許情報等及び運転経歴情報を記録するためのカードアプリケーションの搭載等を行うための機能をいう。）によりマイナンバーカードの区分部分に拡張利用領域の生成を行った上で免許A P（特定免許情報及び運転経歴情報を登録するためのカードアプリケーションをいう。）を搭載する必要があるため、遺漏のないよう留意すること。

運転経歴情報の記録に際しては、マイナンバーカードの有効期間を確認した上で、券面の顔写真、申請者の顔貌及び事務処理端末の画面に表示された記録する運転経歴情報の顔写真の同一性を確実に確認し、誤記録防止を徹底すること。

また、マイナンバーカードに運転経歴情報の記録を行った後は、「個人番号カードと運転免許の一本化等に関する運用及び留意事項について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第75号）に規定する免許情報記録確認書を出力し、同確認書に記載された内容とマイナンバーカードの券面に記載されている内容が一致しているかを、申請者と職員が対面で確認した上で、同確認書を申請者に交付すること。

(2) 運転経歴情報に係る記載事項の変更

ア マイナ経歴証明書のみを有する者に係る住所等の変更の届出

マイナ経歴証明書のみを有する者で、住所、氏名又は生年月日の変更の届出をしようとするものは、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書を提示する必要があることから、提示されたマイナ経歴証明書から変更後の住所、氏名又は生年月日を確認すること。

また、マイナ経歴証明書のみを有する者が、国家公安委員会に対し、国家公安委員会が特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として府令第21条

の14第1項各号のいずれかに規定する方法により同意をしているときは、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）への届出は不要であることから、当該措置に関する手続については、マイナ免許証に係る住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続に倣い、事務処理上遺漏のないようにすること。

なお、マイナ免許証のみを有していた際に、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行っている者がマイナ経歴証明書のみを有する者となった場合は、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続に関する情報が引き継がれるため、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出は不要である。

イ 運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書の双方を有する者に係る住所等の変更の届出

運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書の双方を有する者は、府令第30条の10第3項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書を提示する必要があることから、提示されたマイナ経歴証明書から変更後の住所、氏名又は生年月日の確認をすること。

8 運転経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消

(1) 運転経歴証明書の返納義務及び運転経歴情報の抹消義務

運転経歴証明書を有する者が、免許を受けたとき又は運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、若しくは回復したときには、運転経歴証明書を住所地公安委員会に返納しなければならないところ、同様にマイナ経歴証明書を有する者が免許を受けたときは、住所地公安委員会にマイナ経歴証明書を提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならないことから、事務処理上遺漏のないよう留意すること。

なお、マイナ経歴証明書を有する者が紛失を理由にマイナンバーカードの再交付を受けた場合に、当該再交付を受けたマイナンバーカードに運転経歴情報を再度記録した後に、紛失したマイナ経歴証明書を発見した場合は、当該発見したマイナ経歴証明書は、住所地市町村長等に返納しなければならないこととされていることから、当該発見したマイナ経歴証明書に記録されている運転経歴情報を抹消する必要はない。

(2) 任意のタイミングにおける運転経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消

運転経歴証明書を有する者で運転経歴情報の記録を受けようとするもの又は運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者は、住所地公安委員会に運転経歴証明書返納・運転経歴証明抹消届（和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）別記様式第17号の11。以下「返納・抹消届」という。）を提出して運転経歴証明書を返納することができることから、運転経歴証明書の返納の届出があった場合には適切に対応すること。

また、運転経歴情報の記録を受けた者は、住所地公安委員会に返納・抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができることから、当該抹消の届出があった場合には適切に対応すること。

(3) 留意事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定によりマイナンバーカードが失効した場合であっても、運転経歴情報の確認を行うことができることに留意すること。

9 手数料の取扱い

- (1) 全部取消し及び一部取消しを行うに当たっては、手数料を徴収しないが、申出免許に係る免許証の交付に当たっては免許証交付手数料を、申出免許に係る免許情報記録の書換えに当たっては、特定免許情報記録手数料を徴収すること。
- (2) 免許証等の更新、免許証の再交付又は免許保有状況の変更（法第95条の2第11項の規定による免許証の交付又は特定免許情報の記録）と、申出免許に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えとを同時に行う場合には、免許保有状況に応じて、免許証等の更新、免許証の再交付又は免許保有状況の変更に係る手数料のみを徴収するものとし、申出免許に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えに係る手数料は徴収しないこと。

なお、これらの場合においては、免許証等の更新、再交付の申請又は免許保有状況の変更に係る申請等とともに免許の取消しの申請及び法第104条の4第1項後段の申出を併せて行わせること。

（別記様式省略）